（業務規程の認可の基準）

第十四条　法第二十条第一項の認可の基準は、法第十九条第一号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

（公表事項）

第十五条　法第二十三条の農林水産省令で定める事項は、米穀の取引の指標とすべき価格とする。

（事業計画等の認可の申請）

第十六条　センターは、法第二十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第十八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　センターは、法第二十四条第二項の規定により、事業報告書及び収支決算書を提出しようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第十七条　センターは、法第二十五条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　選任又は解任に係る役員の氏名、住所及び略歴

二　選任又は解任の理由

（米穀の買受資格者）

第十九条　法第二十九条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　米穀を原料又は材料として使用する加工又は製造の事業を行う者（法第九条第一項の規定による届出をした法第八条に規定する政令で定めるものの加工又は製造の事業を行う者を除く。）

二　米飯の販売の事業を行う者

三　国の機関、地方公共団体その他法第二十九条の規定により政府から買い入れた米穀を公共用、公用又は公益事業の用に供すると認められる者

（納付金の納付を要しない米穀等の用途）

第二十条　令第七条第三号の農林水産省令で定める用途は、繊維製品染色糊又は特定朝食シリアルの製造に使用される原材料とする。

（納付金の納付の申出）

第二十一条　令第八条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第二号による申出書を地方農政局長に提出するものとする。

2　令第八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、輸入に係る米穀等の種類及び数量並びに納付金の単価とする。

3　令第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める書類は、契約書の写し、仕入書の写しその他輸入に係る米穀等の種類及び数量を確認できる書類とする。

4　令第八条第四項の規定による記載事項の変更の申出をしようとする者は、別記様式第三号による変更の申出書を地方農政局長に提出するものとする。

5　令第八条第六項の規定による通知は、別記様式第四号による通知書を交付して行うものとする。

（米穀の買受資格者）

第十九条　法第二十九条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　米穀を原料として使用する加工又は製造の事業を行う者（法第九条第一項の規定による届出をした法第八条に規定する政令で定めるものの加工又は製造の事業を行う者を除く。）

二　米飯の販売の事業を行う者（法第九条第一項の規定による届出をした法第八条に規定する政令で定めるものの調製の事業を行う者を除く。）

三　（略）

（納付金の納付を要しない米穀等の用途）

第二十条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第七条第三号の農林水産省令で定める用途は、繊維製品染色糊又は特定朝食シリアルの製造に使用される原材料とする。

（納付金の納付の申出）

第二十一条　令第八条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第二号による申出書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長。以下同じ。）に提出するものとする。

2～5　（略）